

令和 8 年度 教育・保育施設 利用の手引き



《 目次 》

令和 8 年度の保育年齢について	・・・ 1 ページ
教育・保育支給認定について	・・・ 1 ページ
教育・保育・小規模保育施設について	・・・ 1 ページ
令和 8 年度 入園申請について	・・・ 2 ページ
申込から入園まで	・・・ 3 ページ
入園申請・施設のご利用に当たって	・・・ 3～4 ページ
入園申請に必要な書類について	・・・ 5 ページ
保育の必要事由を確認する書類について(2号認定・3号認定)	・・・ 6～8 ページ
市をまたいだ施設の利用について(広域入所)	・・・ 9 ページ
年度途中での入園申請について	・・・ 10 ページ
入園後の状況を確認する書類について	・・・ 10 ページ
入園決定後に提出する書類について (転入される方・税未申告の方)	・・・ 11 ページ
教育・保育施設等利用者負担額について	・・・ 12～14 ページ
入園中に認定内容の変更が生じたとき	・・・ 15 ページ
その他の保育サービス	・・・ 16～17 ページ
市内教育・保育施設一覧	・・・ 18～21 ページ



【お問い合わせ先】

桜川市 保健福祉部 児童福祉課 保育グループ
〒309-1292

桜川市岩瀬 64-2

TEL： 0296-75-3156（児童福祉課直通）

令和 8 年度の保育年齢について

クラス区分は 4 月 1 日時点の年齢で決まります。

年度途中で誕生日を迎えても、クラス区分は変わりません。

クラス区分	生年月日
5 歳児（年長児）	令和 2 年（2020 年）4 月 2 日～令和 3 年（2021 年）4 月 1 日
4 歳児（年中児）	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
3 歳児（年少児）	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日～令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
1 歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日～令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
0 歳児	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日～令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

教育・保育給付支給認定について

教育・保育施設等を利用するためには、保護者の居住する市区町村から、子どもの年齢や世帯の保育を必要とする事由に基づき、教育・保育給付支給認定を受ける必要があります。

認定区分		対象	利用可能施設
1 号認定 (教育認定)	教育標準時間認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2 号認定 (保育認定)	保育短時間認定・ 保育標準時間認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分）
3 号認定 (保育認定)	保育短時間認定・ 保育標準時間認定	満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育を希望する場合	保育園 認定こども園（保育園部分） 小規模保育施設

教育・保育・小規模保育施設について

施設の種類	内容
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う施設
保育園	就労等のため家庭内で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
小規模保育施設	少人数（6 人～19 人）で 0 歳児から 2 歳児までのお子さんを家庭的保育に近い環境のもとで保育を行う施設。 3 歳児（年少児）からは他の施設に入ることになります。

令和 8 年度 入園申請について

必要書類はすべて揃えたうえで締切日までにお申し込みください。ご提出いただいた書類に不足や不備がある場合は再提出を依頼する場合があります。また、書類が揃わない場合、利用調整上不利になることがあります。利用調整は、締切日までにご提出いただいた書類で行います。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

【1 号認定の入園申請について】

受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水） ～ 令和 7 年 10 月 24 日（金）
受付場所	各認定こども園

※1 号認定については、入園利用調整は行われませんので、定員を超えた場合の選考方法は、園によって異なります。詳しくは利用希望の施設にお問い合わせください。また、申請受付期間後の空き状況や申込についても、利用希望施設にお問い合わせください。

【2 号認定・3 号認定の入園申請について】

1 次受付	
受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 24 日（金）※土日祝日除く 休日受付：令和 7 年 10 月 18 日（土）午前 9 時 ～ 正午＞ ※休日受付は岩瀬庁舎児童福祉課のみで受け付けます 例年、休日受付は日曜日に行っていましたが、今年は土曜日となっておりますので、ご注意ください。
受付場所	岩瀬庁舎児童福祉課 ・ 真壁庁舎総合窓口課 ・ 大和庁舎総合窓口課
利用調整結果通知時期	令和 7 年 12 月中旬 発送予定 （状況により、前後する場合があります。）

2 次受付	
受付期間	令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 6 日（金）
受付場所	岩瀬庁舎児童福祉課 ・ 真壁庁舎総合窓口課 ・ 大和庁舎総合窓口課
利用調整結果通知時期	令和 8 年 3 月上旬 発送予定 （状況により、前後する場合があります。）

保護者負担の公平性を保つため、利用者負担額の未納がある方は必ず支払いをしてから申込みをしてください。

申込から入園まで

<1号認定>

【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】

入園申込み
入園内定
園を通じて1号認定の申請
園での面接・健康診断等
入園決定
市より各種通知書の送付
・支給認定証 ・利用者負担額決定通知書 ・副食費免除決定通知書（該当者のみ）
入園

<2号認定・3号認定>

【保育園・認定こども園（保育園部分）・
小規模保育施設】

入園申込み	
利用調整（選考）	
利用調整結果の通知	
内定	不承諾
園での面接・健康診断等	2次受付申込 又は 途中入園申込
入園決定	
市より各種通知書の送付	
・支給認定証 ・利用承諾書 ・利用者負担額決定通知書 ・副食費免除決定通知書（該当者のみ）	
入園	

入園申請・施設のご利用に当たって

○育児休業を取得している方の申込について

育児休業中は保育の必要性がないため、申込はできません。ただし、育児休業を取得した会社、事業所への復職を予定している方のみ、就労の認定で利用調整します（P7を参照）。なお、入園した月末までに復職できなかった場合は支給認定の取り消し及び退園となります。

※社会保険等雇用契約上の理由により、月途中の復職が認められていない場合には入園翌月1日付けでの復職も可能とします。

※育児休業からの復職とは、「育児休業の承認を受けた会社に復帰し、仕事に就くこと」を指します。復職せず、転職・退職した場合は利用調整（選考）の見直しとなり、その結果内定取消及び退園となることがあります。

○申請内容に変更が生じた場合

申請内容に変更が生じた場合には速やかに児童福祉課までご連絡ください。

入園内定後に申請内容、特に保育を必要とする事由（勤務先や勤務内容の変更・退職等）が変更となった場合、入園内定の取消及び退園となることがあります。

○令和 7 年度途中入園と令和 8 年 4 月入園の両方を申請している方の申込みについて
支給認定申請書（入園申込書）は年度ごとに申請が必要です。その他の書類については、
4 月入園の申請書に原本、途中入園の申請書にコピーを添付し、提出してください。

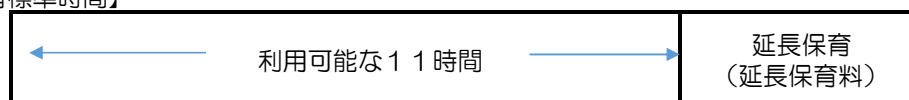
○発達が気になるお子さん、病気や障がい等をお持ちのお子さんの入園申込について
お子さんの発達面（言葉の遅れや落ち着きがない等）に不安がある方は、希望する園が公
立・私立の施設かを問わず、事前に各教育・保育施設または児童福祉課にご相談ください。
お申し込みの際に窓口で聞き取りを行うことがあります。
また、受け入れ態勢が整わず、入園をお受けできないこともありますので、必ず事前に希
望する施設へ連絡し、お子さんと一緒に見学をしてください。

○入園申込を取り下げる、利用内定を辞退する場合
入園の申込後に入園の意思又は必要性がなくなった場合や内定通知以降に入園を辞退する
場合には、速やかに「教育・保育施設申込取り下げ書」を提出してください。

○慣らし保育について
入園当初から慣れない環境で 1 日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担となります。
お子さんの負担を軽減するため、お子さんが園での生活に慣れるまでは実際のお預かり時
間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。慣らし保育の期間は、お子
さんにより個人差があります。園と相談しながら慣らし保育を進めて頂きますようお願い
いたします。

○利用時間について（2 号認定・3 号認定）
認定申請により保育の必要量の認定を行います。保育の必要量とは、「保育を利用できる時
間の上限」のことです。保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の区分
があり、利用者負担額もそれぞれ異なります。なお、認定された保育の必要量は、保育を
利用可能な最大枠と設定されるものではありませんが、こどもの育成上の配慮の観点から、
保育を必要とする時間帯でご利用いただくようお願いします。

【保育標準時間】



【保育短時間】



○【保育標準時間】の方が 11 時間を越えて施設を利用する場合、【保育短時間】の方が
8 時間を越えて施設を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

○延長保育・土曜保育の利用について（2 号認定・3 号認定）
延長保育・土曜保育については、園により実施時間が異なる場合や合同で保育を行う園も
ありますので、事前に利用を希望される園にお問い合わせください。

入園申請に必要な書類について

1号認定 ⇒ 利用希望施設に提出	
必要書類	備考
① 支給認定申請書（入園申込書）	申込児童の人数分必要です
② 同意事項一覧表（裏面記入不要）	兄弟での申込の場合は1部で可
③ マイナンバー提供用紙 ※封筒に必要書類を入れ、封をしてから施設に提出してください	

2号・3号認定 ⇒ 市役所へ提出	
必要書類	備考
① 支給認定申請書（入園申込書）	申込児童の人数分必要です
② 同意事項一覧表 （裏面）申出書・確認事項	兄弟での申込の場合は1部で可
③ マイナンバー提供用紙 ※提出時に、記載内容を確認できる書類をご提示ください（用紙裏面参照）	
④ 保育の必要な事由を確認する書類	父母それぞれ必要です ※次ページを参照
⑤ 利用者負担額（保育料）算定に伴う世帯状況申告書	兄弟での申し込みの場合は1部で可 ※該当する世帯のみご提出ください。（保育料無償化になっても必要です）
⑥ その他の書類（該当する方のみ）	
広域入所確認シート	お住まいの市町村以外の保育施設等の利用を希望する場合 ※9ページ①、④の場合
祖父母による保育が困難であることを証明する書類 ※次ページを参照 提出は必須ではありませんが利用調整の際に入園の優先順位が低くなる場合があります。	65歳未満の祖父母が同居・同住所の場合（世帯分離をしている場合でも、同一住所、同一建物、同一敷地内に住んでいる方は同居とみなします。） 例：「岩瀬〇〇番地」と「岩瀬〇〇番地1」
離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できる書類の写し（調定事件簿や呼び出し状等）	離婚を前提に別居し、離婚調停中または裁判中の場合（ひとり親世帯として利用調整（選考））。必要書類が提出できない場合は、別居中配偶者の就労証明書等が必要になります。
在留資格の証明書類（在留カード）又は在留資格による「資格外活動許可書」の写し	保護者や児童が外国籍の場合
委任状 ※受付窓口にてお渡しします。事前にお申し出ください。	保護者以外の方が提出される場合

保育の必要事由を確認する書類について(2号認定・3号認定)

事由	内容	認定期間	保育時間	必要書類
就労	収入を伴う月64時間以上の就労を常態としている	勤務が継続する期間	保育短時間	【会社勤めの場合】 ○就労証明書 ○シフト勤務の場合は、保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので、ご承知おき下さい。 【自営・農業等中心者の場合】 ○就労証明書 ○確定申告書の写し、収支内訳書の写し、営業許可書の写し、開業届の写しのいずれか 【自営(専従者)・内職の場合】 ○就労証明書 ○実績のわかる書類の写し(直近3か月分)を添付 ○給与明細の写し(直近3か月分)を添付
	収入を伴う月120時間以上の就労を常態としている		保育標準時間	
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間	保育標準時間	○保育必要事由申立書(妊娠・出産) ○母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されているページの写し)
疾病・障がい	疾病を患っている、負傷中又は身体や精神に障がいを持っている	医師の診断書等に記載された期間・心身に障がいをする期間	申請内容による	○保育必要事由申立書(疾病・障がい) ○医師の診断書(保育できない期間が記載されたもの)、障害者手帳の写し 等

介護・看護	同居親族の介護、長期入院している親族の看護	介護・看護を必要とする期間	申請内容による	○保育必要事由申立書（介護・看護） ○医師の診断書、障害者手帳の写し 等
求職活動	継続的に求職活動をしている	3か月 ※認定期間終了月の20日までに就労証明書の提出がない場合は認定取消、退園。	保育短時間	○保育必要事由申立書 ○求職活動状況報告書 ↳ 前月分を10日までに毎月報告する。
就学	学校教育法に基づく学校や職業訓練校等に通っている	在学もしくは受講期間のみ申込が可能。 ※自宅学習や趣味の講座通信教育は除く	申請内容による	○保育必要事由申立書（就学） ○在籍証明書、職業訓練受講証明書、時間割表の写し 等
育児休業	育児休業取得中。現在保育施設を利用しており、来年度も継続して利用する	育児休業等に係る子どもが満1歳に到達する月の属する年度末、もしくは育児休業期間終了までの期間のうちいずれか短い期間	保育短時間	○就労証明書（育児休業期間、復職予定日が記載されているもの） ○育児休業復職予定での申込みについての誓約書
				※4月入園を希望される方で育児休業を取得している場合は、育児休業での認定ではなく、初めから「就労」認定として受け付けを行います。 ※育児休業からの復帰で4月入園を希望の方は、4月中もしくは5月1日付けの復帰が条件です。 <u>復帰後14日以内に「復職証明書」を提出してください。</u> （P10を参照）
不存在	死別・離別・未婚・離婚前提別居等	申請内容による		
その他	災害復旧虐待やDVのおそれがある	申請内容による		

- 保育標準時間・保育短時間では、利用者負担額が異なります。
- 提出いただいた書類の確認のため、お電話を差し上げることや、市役所にお越しいただく場合がございますので、ご了承ください。
- 通勤などの移動時間や保育必要事由の発生時間帯により、保育短時間認定の保育実施時間を超えて施設を利用せざるを得ないと確認できる場合には、保育必要事由が月 120 時間未満でも保育標準時間と認定する場合があります。

○育児休業から復帰された方、内定証明により入園された方、求職活動で入園された方は、10 ページ「入園後の状況を確認する書類について」をご確認いただき、所定のお手続きをお願いします。

市をまたいだ教育・保育施設等の利用について（広域入所）

① 桜川市に在住 ⇒ 市外の施設を利用希望（転出せず桜川市から通う場合）

1号認定（教育）を希望
6ページの必要書類を準備し、希望の施設に直接申込してください。
2号・3号認定（保育）を希望
6ページの必要書類を準備し、桜川市役所の受付窓口へ申込してください。申込後、桜川市から利用希望の施設がある市区町村へ利用のための「協議書」を提出します。 入園利用調整は、利用希望施設がある市区町村が行います。 ※市区町村によって締切日が異なりますので、事前に希望の施設がある市区町村に確認のうえ、早めに提出してください。 ※第1～第3希望の中で市内・市外施設が混合している場合 先に内定した施設にて入園に向けた準備を進めますので、①先に内定した施設に入園する、②内定を取り下げてもう一方の結果を待つ（取り下げた施設の入園内定は取消となります）、どちらかを選んでいただくことになりますので、ご了承ください。

② 桜川市から転出予定 ⇒ 市外の施設を利用希望

転出先市町村の必要書類を用意し、下記の提出先へ直接申込してください。 1号認定：希望の施設 2号・3号認定：転出先市町村の保育担当部署 ※入園希望月の前月末日までに利用希望先の市区町村へ転出する必要があります。

③ 市外に在住 ⇒ 桜川市内の施設を利用希望（転入せず市外から通う方）

※支給認定につきましては、お住いの市区町村で受けることになります。

1号認定（教育）を希望
申込時点でお住いの市区町村の申請書類を使用し、希望の施設に直接申込してください。
2号・3号認定（保育）を希望
申込時点でお住いの市区町村保育担当部署に申込してください。申込後、担当部署から桜川市に利用のための「協議書」が提出され、桜川市で利用調整を行います。 ※桜川市内の施設をご希望の場合は、桜川市の申込期限内に利用のための協議書が提出されるよう早めにお住いの市区町村に提出してください。 ※施設入園は施設のある市内にお住まいの方優先になります。小規模保育施設「星の子ラウンド保育園」につきましては、<u>市外にお住まいで、入園希望月の前月末日までに転入予定のない方の受け入れはできません</u>ので、ご了承ください。

④ 桜川市に転入予定 ⇒ 桜川市内の施設を利用希望

桜川市の必要書類（5ページ）を用意し、下記の提出先へ直接申込してください。 1号認定：希望の施設 2号・3号認定：児童福祉課、真壁庁舎・大和庁舎総合窓口課 ※<u>入園希望月の前月末日までに桜川市に転入する必要があります</u>。転入予定の住所が確認できない場合、施設内定を取り消しさせていただく場合があります。
--

年度途中での入園申請について

○対象者 : 2号認定・3号認定の保育を希望される方、1号から2号へ変更希望の方
※1号認定（教育）を希望の方については園に直接お問い合わせください。

○申込締切日：毎月10日です。10日が土日・祝日の場合は前日が締切日となります

○受付場所 : 岩瀬庁舎児童福祉課 ・ 真壁庁舎総合窓口課 ・ 大和庁舎総合窓口課

※入園が内定した方には、施設より面接実施のための連絡があります。第2・3希望の施設に内定した場合、児童福祉課から入園の意思確認は行いませんので、入園意思のある施設に申込みしてください。

【令和8年5月～令和9年3月途中入園申請スケジュール】

入園希望月	申請受付期間	結果通知予定日
令和8年5月	3月11日（水）～4月10日（金）	4月24日（金）
令和8年6月	4月13日（月）～5月8日（金）	5月25日（月）
令和8年7月	5月11日（月）～6月10日（水）	6月25日（木）
令和8年8月	6月11日（木）～7月10日（金）	7月24日（金）
令和8年9月	7月13日（月）～8月10日（月）	8月25日（火）
令和8年10月	8月12日（水）～9月10日（木）	9月25日（金）
令和8年11月	9月11日（金）～10月9日（金）	10月23日（金）
令和8年12月	10月13日（火）～11月10日（火）	11月25日（水）
令和9年1月	11月11日（水）～12月10日（木）	12月25日（金）
令和9年2月	12月11日（金）～1月8日（金）	1月25日（月）
令和9年3月	1月12日（火）～2月10日（水）	2月25日（木）

※利用調整の結果通知は、状況により予定日より前後する場合があります。

入園後の状況を確認する書類について

入園後、下記の要件で支給認定を受けている場合は以下の書類の提出が必要となります。

○「育児休業」からの復職により、「就労」認定を受けている場合

復職の確認を行います。復職後の日付で証明された復職証明書をご提出ください。

入園申込み時と復職後の勤務条件に変更がある場合、改めて就労証明書をご提出ください。

○「内定」証明により、「就労」認定を受けている場合

就労開始の確認を行います。就労開始後の日付で証明された就労証明書をご提出ください。

○「求職活動」認定を受けている場合

就労先が決定した場合は、就労証明書及び支給認定等変更申請書をご提出ください。

認定期間終了月の20日までに就労証明書の提出がない場合は、認定期間の終了により退園となります。

※入園前に就労先が決定し、4月から「就労」認定を希望する場合には、令和8年3月23日（月）までに、就労証明書及び支給認定等変更申請書をご提出ください。令和8年3月24日（火）以降に受理した分は翌々月の5月から変更となりますので、あらかじめご了承ください。

求職活動の保育時間は「保育短時間（8時間）」です。就労先の決定により「保育標準時間（11時間の利用）」での利用を希望する方はご注意ください。

入園決定後に提出する書類について（転入される方・税未申告の方）

【利用者負担額及び副食費の取り扱いを決定するための書類・手続き】

転入される方や未申告の方は、下記のとおり、書類の提出や手続きが必要となります（父母両方の書類または申告が必要です）。書類の提出や手続きがなく税額が確認できない場合、利用者負担額は最大階層で決定します。

【利用開始月が４月から８月までの入園申込をする場合】

該当する世帯	必要な書類・手続き	提出先・手続き先
令和７年１月１日時点で <u>桜川市に住民登録がなかった方</u>	マイナンバー提供用紙の提出	児童福祉課
		大和総合窓口課
		真壁総合窓口課
令和６年１月～１２月に収入があり <u>税未申告の方</u>	令和７年度分の税申告	令和７年１月１日時点で住民登録のあった市区町村（住民税担当課）
令和６年１月～１２月に収入がなく <u>税未申告の方</u>	令和７年度分の０円申告	

【利用開始月が９月以降の入園申込をする場合】

該当する世帯	必要な書類・手続き	提出先・手続き先
令和８年１月１日時点で <u>桜川市に住民登録がなかった方</u>	マイナンバー提供用紙の提出	児童福祉課
		大和総合窓口課
		真壁総合窓口課
令和７年１月～１２月に収入があり <u>税未申告の方</u>	令和８年度分の税申告	令和８年１月１日時点で住民登録のあった市区町村（住民税担当課）
令和７年１月～１２月に収入がなく <u>税未申告の方</u>	令和８年度分の０円申告	

○海外に居住していた等、国内で課税権が無かった方
児童福祉課までご相談ください。



教育・保育施設利用者負担額について

幼児教育・保育の無償化により、1号認定・2号認定の児童〔3～5歳児（4月1日時点の満年齢）〕と3号認定〔0～2歳児（4月1日時点の満年齢）〕で市民税非課税世帯の児童の利用者負担額が無償となりました。

① 利用者負担額の決定について

教育保育施設へ入園する児童の父母の前年度の市民税課税額を基礎にし、児童の入園時の年齢により決定します。

同居の祖父母が生計の中心者である場合は祖父母等も算定に含みます。住民票が別々であっても同居し、生計が同一である場合（同一建物、同一敷地内に居住している、枝番違いなど）は、算定対象に含むことになります。

ただし、父母の年収合計金額が103万円以上であれば、父母のみの収入で生計を維持していると判断し、父母の市民税課税額のみを算定対象とします。

【令和8年度の場合】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度市民税課税額を基礎にして算定					令和8年度市民税課税額を基礎にして算定						

※税未申告等で税額の確認ができない方は、保育料を最高額で決定します。収入のない方も必ず申告してください。

② 利用者負担額の徴収について

兄弟で教育・保育施設、特別支援学校幼稚園部等を利用する場合、第2子は市基準額表に記載されている金額の半額に、第3子以降は無料になります。（利用者負担額決定通知書に記載）

【桜川市利用者負担額徴収基準表（3号認定）】

階層	所得階層区分	3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	12,000	11,700
4	〃 97,000円未満	26,000	25,500
5	〃 169,000円未満	33,000	32,400
6	〃 301,000円未満	45,000	44,200
7	〃 397,000円未満	54,000	53,000
8	〃 397,000円以上	69,000	67,800

保育短時間利用における、利用者負担額は、保育標準時間利用単価から1.7%減額した金額（100円未満切り捨て）が単価となります。

③利用者負担額の軽減について

- i 母子世帯・父子世帯・施設利用の児童や同居家族に在宅障がい児（者）がいる世帯・その他の世帯（生活保護法に定める要保護者、特に困窮していると市長が認めた世帯）への軽減措置

「利用者負担額算定に伴う世帯状況申告書」と申告書裏面記載の添付資料を提出していただくことが必要です。また、母子世帯・父子世帯への軽減措置には、上記書類に加え、利用者負担額算定時に離婚が成立していることが条件となります。

階層	利用者負担額		
	3歳未満児の場合 (第1子)	3歳未満児の場合 (第2子以降)	3歳以上児の場合
2	0	0	0
3	5,500 (標準) 5,400 (短)	0	0
4	9,000	0	0

※第4階層については市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯が対象。

- ii 多子（こどもが2人以上いる）世帯への軽減措置

※兄弟が教育・保育施設等に在園しているかは問いません。

○両親世帯のうち、市民税所得割額が 57,700 円未満の場合

⇒ 年齢の高い順から数えて、第2子は半額、第3子以降は無料。

○ひとり親世帯のうち、市民税所得割額が 77,101 円未満の場合

⇒ 年齢の高い順から数えて、第2子以降無料となります。

- iii 桜川市の事業による多子世帯への軽減措置

桜川市では保護者の経済的負担を軽減することを目的に、18歳に達する日以後最初の4月1日までにある児童がいる世帯に対し、利用者負担額の半額（第2子）、または全額（第3子以降）を補助する事業を実施しております。利用者負担額は一度納付していただき、再来年度5月に指定された口座に補助金を交付します（償還払い）。

※申請書類・申請方法等につきましては、該当世帯に対し文書にてご案内いたします。

令和元年10月より始まった幼児教育・保育無償化により、3歳以上児の利用者負担額は0円です。無償化の対象になる方の利用者負担額決定通知は無償開始時のみ送付します。



⑤ 利用者負担額の納付について

【やまと認定こども園・私立保育園（市外）を利用の場合】

市に支払いとなります。利用者負担額の納付については、銀行口座からの振替をお願いしています。入園決定後に「口座振替依頼書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、金融機関へご提出ください。手続きに時間を要するため、入園した最初の月は納付書が届く場合もあります。手続きが完了した月から指定口座での口座振替となります。

各月末日が振替日、納期限（休日の場合は翌営業日が振替日、納期限）となります。期限内での支払いにご協力をお願いします。振替ができなかった場合は翌月 15 日が再振替日となっております。

【私立認定こども園・私立幼稚園・小規模保育施設を利用の場合】

入園された施設に支払いとなります。詳細は各施設にお問い合わせください。

⑥ 無償化の対象とならない費用

- ・副食費、行事費、新年度用品費、絵本教材費、送迎費、記念品費、保護者会費、その他園が独自で行う活動費用
- ・1号認定児童の預かり保育利用料
- ・2号認定、3号認定の延長保育料

○預かり保育料が一部補助される新2号認定には別途申請が必要です。
○保育の必要性がある方は2号認定で申請してください。

⑥ 副食費（給食費）の取り扱いについて

- ・1号認定、2号認定児童の副食費は実費負担です。
- ・利用施設にお支払いいただきます（支払方法については施設により異なります）。
- ・副食費については以下の条件に該当する世帯は免除となります。

a：1号認定：市民税所得割額 77,101 円未満の世帯

b：2号認定：市民税所得割額 57,700 円未満の世帯

（ひとり親世帯等に限る 77,101 円未満）

c：施設利用児童が「第3子以降」の児童

➡「第3子以降」の考え方

1号認定・・・小学校3学年修了前までの児童を第1子としてカウントする

2号認定・・・小学校就学前までの児童を第1子としてカウントする

※免除対象者には別途文書でお知らせします。

※3号認定の副食費は利用者負担額の中に含まれています。

※税未申告等で税額の確認ができない方は、「副食費徴収」で決定します。

⑦ 利用者負担額の計算に使用する市民税額について

利用者負担額を計算する市民税額には、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当割額又は株式等譲渡割額控除は適用しません。適用前の税額で算定します。

入園中に認定内容の変更が生じたとき

保育施設入園後については、保育の必要性が変わらないことが通園継続の条件です。

入園中、保育を必要とする事由や家庭状況等に変更があった場合、または変更希望がある場合は、変更の申請が必要となります。

「支給認定（変更・取消）申請書（※以下「★申請書」と記載）」と必要書類（下記の表を参照）をご提出ください。「★申請書」は提出時に窓口にてご記入いただきます。

※認定変更の申請受付の期限は毎月20日までとなっております（20日が土日・祝日の場合は翌日が締切日となります）。期限までにご提出いただいた分が翌月1日から変更の対象となります。21日から月末までに提出された場合の認定変更は翌々月の1日からとなりますので、ご了承ください。

※故意に申告しなかった場合、または虚偽の申告をした場合には、保育の認定取り消し及び施設退園となりますのでご注意ください。

状況		必要書類（「★申請書」とセットで提出）
就労状況の変更	就職・勤務条件の変更・転職	就労証明書
	退職により求職活動を行う	保育必要事由申立書
	保育時間（必要量）の変更希望	就労証明書
	産前産後休暇を取得	母子手帳（表紙と出産予定日記載のページ）の写し
	産休後すぐに就職	産前産後休暇が記載された就労証明書
	育児休業を取得	育児休業期間が記載された就労証明書
	育児休業の延長	育児休業期間が記載された就労証明書
	育児休業からの復帰	復職証明書（証明日は復帰日または復帰後の日付） 就労証明書（休業前後で勤務時間に変更がある場合）
家庭状況の変更	結婚	配偶者の就労証明書
	妊娠・出産	母子手帳（表紙・出産日が分かるページ）の写し
	離婚	利用者負担額算定に伴う世帯状況申告書+添付資料
	氏名、住所の変更、世帯員の増減	「★申請書」のみ
	市外へ転出（今後も現在の園を利用）	退園届 転出先の市区町村での入園申請
	同居親族の介護・長期入院の親族の看護	保育必要事由申立書 + 添付資料
	疾病・障がいにより就労が困難	保育必要事由申立書 + 添付資料
	就学	保育必要事由申立書 + 添付資料
その他	退園	退園届
	転園	退園届 + 新規入園申請に必要な書類
	認定変更（1号⇒2号）	新規入園申請に必要な書類（6，10ページ参照）
	認定変更（2号⇒1号）	「★申請書」のみ（事前に通園中の施設と要相談）

その他の保育サービス

I. 病児保育、病後児保育

桜川市は、筑西市と委託契約を結び、病児保育事業を行っております。

病児保育事業とは、保育の必要なお子さんが発熱等の急な病気により、集団保育が困難となった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。

○事業の種類

病児対応型⇒疾病の症状が回復期に至らない子供を保育

病後児対応型⇒疾病の症状が回復期に至った子どもを保育

○事業の対象

入院・急変は認められないが、病気により集団保育が困難なお子さん

(桜川市・筑西市・下妻市にお住まいで、生後6か月から中学校就学前まで)

○事業の内容

保育時間：月曜日から金曜日まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

利用料：2,000円/1日(5時間以内の場合は1,000円)

※病状の変化により、医師の診察・検査を受けた場合は、実費負担。

食事代：実費負担。

○利用制限について ※下記に該当する場合は、事業を利用することができません。

- ・施設の定員を超える申し込みがあったとき
- ・伝染性の疾患に罹患し、他の利用児が感染する恐れがあるとき
- ・症状が重く、入院治療の必要がある時

○利用申込の流れ

1. ①利用を希望する施設において、事前に事業の利用登録を行う。

②利用予約前に医療機関を受診し「病児保育事業診療情報提供書」(有料)の交付を受ける。

③利用日の前日までに施設に利用申込書を提出する。

(緊急な場合は、希望する施設にお問い合わせください。)

2. 手続きに必要な申請書類は、桜川市のホームページよりダウンロードできます。

○事業を実施する施設

【病児保育】

茨城県西部メディカルセンター病児保育室「ひまわり」

茨城県筑西市大塚555番地 TEL：0296-24-9126(保育室直通)

【病後児保育】

たけのこ保育園 筑西市吉田653-1 TEL：0296-52-7788

認定こども園いずみ保育園 筑西市羽方186-1 TEL：0296-24-5720

認定こども園協和なかよし園 筑西市門井1975-4 TEL：0296-57-5588

Ⅱ.一時保育

一時保育とは、保護者の方のパート就労や病気・怪我・出産・育児に伴う心的・肉体的な負担の解消のため、家庭での保育が困難となったお子さんを、一時的にお預かりし、保育する事業です。

事業の内容や利用時間、利用料金等は施設によって異なります。詳細については利用を希望される園にお問い合わせください。



市内教育・保育施設一覧

※見学をしなくても申込みはできますが、事前に希望施設の見学をし、疑問点などを確認することをおすすめします。見学については、希望の施設に直接お申し込みください。

※土曜日保育の利用可能年齢、1歳未満児の保育時間については、表の情報と異なる場合がありますので、施設に直接お問合せください。

※実費徴収の内容については変更される場合もあります。

公立（認定こども園）		やまと認定こども園	電話番号	0296-58-5096
所在地		大国玉13-1	利用定員	160名
受入年齢		6か月～	開園時間	7：30～19：00
保育時間	教育認定	9：00～14：15（預かり保育14：15～18：00 長期休業日8：00～18：00）		
	保育標準時間	7：30～18：30（延長保育18：30～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間 7：30～18：30 保育短時間 8：00～16：00 離乳食完了後からお預かりいたします。		
教育保育方針と特徴		子ども一人ひとりを大切に、豊かな人間性や生きる力を育みます。 個性を尊重しながら、一人ひとりと向き合い基本的な生活習慣を身につけるとともに、友だちを思いやる優しい心や、生き生きと何事にも主体的に取り組む子どもを育てます。		
事業		預かり保育、延長保育、障がい児保育、特別支援教育、一時保育		
実費徴収の内容		・新年度教材費：2,000円から11,000円程度（年齢による） ・保護者会費：500円/月 ・卒園アルバム代：約16,000円（年長児） ・給食費（1号）：2,800円/月 ・預かり保育利用料：600円/1回 ・一時保育利用料：2,000円/1回（週2回まで） ・絵本代：500円程度/月 ・遠足代等 ・給食費（2号）：4,000円/月 ・延長保育利用料：500円/1回		



私立（認定こども園）		岩瀬認定こども園	電話番号	0296-75-2074
所在地		西桜川2-29	利用定員	125名
受入年齢		6か月～	開園時間	7：30～19：00
保育時間	教育認定	9：00～14：15（預かり保育14：15～18：00 長期休業日8：00～18：00）		
	保育標準時間	7：30～18：30（延長保育18：30～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間 7：30～18：30 保育短時間 8：00～16：00 離乳食完了後からお預かりいたします		
教育保育方針と特徴		【教育保育方針】 - 様々な体験や経験を通して生きる力を育てる。 - 一人ひとりと向き合い基本的な生活習慣を身につける。 - 何事にも主体的に取り組む子どもを育てる。 【特徴】 - 支援が必要な子に加配をつけて積極的に受け入れている。 - 今年度岩瀬東部認定こども園（姉妹園）に新設される発達支援事業所と連携を図ります。（本園の園児が利用する場合は送迎をいたします。） - 障害がある、ないに関係なく全ての子どもに支援を提供するインクルーシブ保育を行っている。 - 体操教室、サッカー教室、英語教室、リズム体操等を行っている。 - 公認心理師や言語聴覚士による巡回相談や育児相談実施。 - 午睡用簡易ベット「コット」導入、オムツのサブスク提供を行っている。 - 全園児に対して、主食・副食の提供を行っている。		
事業		一時保育、延長保育、預かり保育、特別支援教育（加配配置） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施予定		
実費徴収の内容		- 新年度用品：実費（年齢による） - 保護者会費：500円/月 ・絵本代、遠足代、卒園アルバム代等 - 給食費（1号）：2,800円/月（主食・副食含む） - 給食費（2号）：4,000円/月（主食・副食含む） - 延長保育利用料：500円/1回 ・預かり保育料：600円/1回 - 一時保育利用料：2,000円/1回（週2回まで） - オムツのサブスク（定額料金サービス）2,180円/月（お尻拭き含む）		

私立（認定こども園）		岩瀬東部認定こども園	電話番号	0296-75-2309
所在地		友部170-1	利用定員	75名
受入年齢		6か月～	開園時間	7：30～19：00
保育時間	教育認定	9：00～14：15（預かり保育14：15～18：00 長期休業日8：00～18：00）		
	保育標準時間	7：30～18：30（延長保育18：30～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間 7：30～18：30 保育短時間 8：00～16：00 離乳食完了後からお預かりいたします		
教育保育方針と特徴		【教育保育方針】 - 様々な体験や経験を通して生きる力を育てる。 - 一人ひとりと向き合い基本的な生活習慣を身につける。 - 何事にも主体的に取り組む子どもを育てる。 【特徴】 - 支援が必要な子に加配をつけて積極的に受け入れている。 （今年度新設される発達支援事業所は、園と連携を取りながら支援を行う） - 障害がある、ないに関係なく全ての子どもに支援を提供するインクルーシブ保育を行っている。 - 体操教室、サッカー教室、英語教室、リトミック教室等を行っている。 - 公認心理師や言語聴覚士による巡回相談や育児相談実施。 - 午睡用簡易ベット「コット」導入、オムツのサブスク提供を行っている。 - 全園児に対して、主食・副食の提供を行っている。		
事業		一時保育、延長保育、預かり保育、特別支援教育（加配配置） 児童発達支援事業所、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施予定		
実費徴収の内容		- 新年度用品：実費（年齢による） - 保護者会費：500円/月 ・絵本代、遠足代、卒園アルバム代等 - 給食費（1号）：2,800円/月（主食・副食含む） - 給食費（2号）：4,000円/月（主食・副食含む） - 延長保育利用料：500円/1回 ・預かり保育料：600円/1回 - 一時保育利用料：2,000円/1回（週2回まで） - オムツのサブスク（定額料金サービス）2,180円/月（お尻拭き含む）		

私立（認定こども園）		認定こども園真壁保育園	電話番号	0296-55-0295
所在地		真壁町古城45	利用定員	94名
受入年齢		6か月～	開園時間	7：30～19：00
保育時間	教育認定	9：30～14：30（8：30～登園可）		
	保育標準時間	7：30～18：30（延長保育18：30～19：00）		
	保育短時間	7：30～15：30（延長保育15：30～19：00）		
	土曜日	保育標準時間7：30～18：30 保育短時間7：30～15：30 ・当日の就労を証明する書類が必要です ・離乳食完了後からお預かりいたします		
教育保育方針と特徴		認定こども園真壁保育園は、いのちの尊さを知り、思いやり深い子を育てる 仏教情操教育と、知育・情操・体育（健康）三位一体の全人教育の保育を 行っています。また、相手の目を見てあいさつできる子、呼ばれたら「ハイ」 の返事ができる子、困っている人がいたらすぐ助けてあげられる子、ど んなものも大切にできる子を育てます。さらに、職員一同子育てに悩む保護 者の皆様の味方となり、子育てを通して一緒に成長していけるようここ ろくばりをしております。園の普段の様子はホームページをご覧ください。		
事業		子育て支援センター事業、一時保育（休止中）、延長保育、障がい児保育		
実費徴収の内容		・教材費：0～2歳児…4,380円/年 3歳児 … 13,420円/年 4歳児 …16,240円/年 5歳児…17,350円/年 (教材費の内訳は年齢によって異なります。) ・給食費：4,200円/月 ・災害共済給付制度掛金：315円/年 ・連絡システム等利用料：1,290円/年 ・延長保育利用料：一人当たり 2,000円/月 (保育短時間に係る15：30～16：00の延長保育料は頂きません。)		

私立（認定こども園）		認定こども園ひなの里幼稚園	電話番号	0296-54-1270
所在地		真壁町田87-2	利用定員	120名
受入年齢		57日～	開園時間	7：00～19：00
保育時間	教育認定	9：00～14：00（預かり保育8：00～8：50、14：00～17：00）		
	保育標準時間	7：00～18：00（延長保育18：00～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育7：00～8：00、16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間 7：00～18：00（延長保育18：00～19：00） 保育短時間 8：00～16：00（延長保育7：00～8：00、16：00～19：00）		
教育保育方針と特徴		【教育方針】健康でたくましい子 情操豊かな明るい子 社会性に満ちた正しい子 【教育目標】豊かな感性とたくましい心を持つ園児の育成		
事業		一時保育、未就学児ふれあいスクール、預かり保育、延長保育、英語教室、 体操教室、課外教室（希望者のみピアノ教室、体操教室）		
実費徴収の内容		・新年度用品：実費 ・行事費：0・1・2歳児：300円／3・4・5歳児：500円 ・絵本代：1歳児～5歳児 380円～520円／月 ・給食費（1号）：5,500円／月（主食代1,500円 副食代4,000円） （2号）：6,100円／月（主食代1,500円 副食代4,600円） ・バス代（1号認定のみ）：往復3,500円／月 片道2,500円／月 ・預かり保育利用料（1号認定）：8：00～8：50 300円／1回 14：00～17：00 500円／1回 ・延長保育利用料（2・3号認定）：一人当たり 800円／1回 5,000円／月 ・土曜保育：7：00～19：00 18：00を過ぎた場合800円／1回 ・一時保育料：園にお問い合わせください		

私立（認定こども園）		星の宮幼保園	電話番号	0296-75-1099
所在地		富谷655	利用定員	254名
受入年齢		6か月～5歳	開園時間	7：00～19：00
保育時間	教育認定	9：00～15：00		
	保育標準時間	7：30～18：30（早朝延長保育7：00～7：30 延長保育18：30～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間 7：30～18：30 （早朝延長保育 7：00～7：30 延長保育 18：30～19：00） 保育短時間 8：00～16：00（延長保育16：00～19：00） 当日の就労を証明する書類が必要です		
教育保育方針と特徴		・多くの体験学習を用意しています。園児送迎バスで園外保育に出かけます。 ・子どもの健康福祉学の理論を取り入れています。 ・4,700冊程度の絵本があり、絵本の読み聞かせを大切にしています。		
事業		親子ひろば等提供事業、一時保育、延長保育、課外教室（希望者のみ ピアノ教室、サッカー教室、体操教室、バレエ教室、書道教室、ECC、水泳教室） 早朝7時からの預かり		
実費徴収の内容		・新年度用品：実費 ・通園バス：往復3,000円/月 片道1,500円/月（弟妹無料） ①特別行事費（運動会、クリスマス会、思い出アルバム作り）：各1,000円 ②施設維持費・教員配置充実費：各300円/月 ③園外保育活動費：バス代1回200円・入場料 ④英語で遊ぼう：1,000円/月 ⑤体育指導料：1,250円/月 ⑥専門講師によるリトミック指導：200円/月 （上記は、年齢によりかからないものもあります） ・一時保育利用料：1歳児300円/1時間 2・3歳児100円/1時間 ・延長保育利用料：100円/1時間（1号認定および保育短時間認定） （最大延長利用料：400円/1日）		

私立（小規模保育施設）		星の子ランド保育園	電話番号	0296-75-1112
所在地		明日香2-46	利用定員	18名
受入年齢		6か月～2歳	開園時間	7：00～19：00
	保育標準時間	7：00～18：00（延長保育18：00～19：00）		
	保育短時間	8：00～16：00（延長保育16：00～19：00）		
	土曜日	保育標準時間7：00～18：00（延長保育18：00～19：00） 保育短時間8：00～16：00（延長保育16：00～19：00） 当日の就労を証明する書類が必要です		
教育保育方針と特徴		・家庭的な保育環境の中、知育教材や絵本を取り入れています。 ・子どもの健康福祉学の理論を取り入れています。 ・連携施設である星の宮幼保園の園庭で遊んだり、畑で食育体験を行っています。		
事業		延長保育、体験ひろば		
実費徴収の内容		・新年度用品：実費 ・職員配置充実費、教員配置充実費：各300円/月 ・延長保育利用料：100円/1時間（保育短時間認定のみ） （最大延長利用料：400円/1日） ・特別行事費（ミニ運動会、クリスマス会）：各1,000円		